

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主を始め取引先などの皆様に信頼・評価され、継続的な企業価値の増大を図る企業を目指しております。そのためには、コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努めるとともに、迅速・果断な意思決定により、経営の活力を増大させることを基本方針とし、その実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

株主構成議決権行使プラットフォームの利用については、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、判断してまいります。招集通知の英訳は、海外投資家の比率が1%未満であり、極めて低いため未実施ですが、海外投資家の比率等を勘案し、判断してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴については、株主総会参考書類に記載しております。また、今後につきましては、取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

英語での情報開示・提供については、海外投資家の比率が1%未満であり、未実施ですが、海外投資家の比率等を勘案し、判断してまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社の経営陣の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、中長期的な業績に連動するインセンティブ報酬は実施しておりませんが、本コードの趣旨を踏まえ今後の検討課題といたします。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

現在において独立社外取締役はおりません。今後は独立社外取締役導入への体制が整い次第本コードの趣旨を踏まえ実施を検討いたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値向上のためには、独立社外取締役の必要性を十分認識しておりますが、現在において、独立社外取締役はおりません。今後、独立社外取締役導入への体制を目指します。

【補充原則4-8-1】

現在において独立社外取締役はおりません。今後は独立社外取締役導入への体制が整い次第本コードの趣旨を踏まえ実施を検討いたします。

【補充原則4-8-2】

現在において独立社外取締役はおりません。今後は独立社外取締役導入への体制が整い次第本コードの趣旨を踏まえ実施を検討いたします。

【補充原則4-10-1】

現在において独立社外取締役はおりません。今後は独立社外取締役導入への体制が整い次第本コードの趣旨を踏まえ実施を検討いたします。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針

当社はお客様や取引先の株式を保有することが、安定的な関係強化のため必要であり、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断した場合について、株式を保有する方針であります。

また、主要な政策的保有株式については、取締役会にて保有の継続の可否等を審議します。

政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の経営方針を尊重したうえで、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する提案か、発行会社の経営状態や最終的に株主価値の向上に資するかどうか等、当社への影響を議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と当社役員個人との直接取引及び当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など会社法に定める利益相反取引については、当社の「取締役会規程」において事前に承認を得なければならない旨を定めています。その取締役会での承認にあたっては、事務部が審査のうえ、一般的な取引と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性などについて確認するとともに、その承認後も当該取引の状況に関して定期的に取締役会に報告することとしております。

また、当社と主要株主・関連当事者との取引に関しても、取引内容の合理性及び妥当性について事務部が確認することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営基本方針、中期経営計画は当社のホームページ(決算説明資料)にて開示しております。

中期経営計画はこちらを参照 <http://www.tanabe-ind.co.jp/ir/>

主な内容は次のとおりです

・経営基本方針

当社グループは、時代の即応した顧客が求めるニーズの製造設備、インフラ設備を企画・製作・建設・メンテナンスまで一貫して幅広く対応しております。また、長年培った技術の蓄積と新時代でのエンジニアリングをコアに、「お客様が満足する製造設備の提供」を経営方針としております。この経営基本方針の下、経営計画推進により、利益体質を強化し、企業価値を創造し株主価値の向上を目指します。

・中期経営計画

現在、当社では連結売上高300億円達成(2017年3月期)を経営目標としております。なお、2017年3月期以降の中期経営計画は策定後、当社HPに掲載し、開示する予定です。

・経営戦略

1. 機械・電気一体の総合施工体制によるフルターン型のプラント建設の拡張。
2. 海外対応を強化する。(海外子会社3社の売上高アップ。国内客先の海外案件への積極的な営業)
3. 自動車関連装置、医薬関連装置、熱機器装置、伝送監視システムの拡充。オリジナル製品の確立。
4. 協力業者の育成と連携。
5. 品質保証を高めるため、社員のスキルアップ、技術蓄積、検査体制の向上を図る。

(2) 上記1基本的な考えに記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

1. 方針

取締役、執行役員の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、決定することとしております。

賞与は、当期の会社業績を勘案し、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。また、役員持ち株会を通して、報酬から一定額以上を拠出して自社株を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

2. 手続き

執行役員・取締役の報酬については、代表取締役社長及び担当執行役員が原案を策定し、株主総会で決議された範囲内で取締役会にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

1. 方針

当社の経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名につきましては、執行役員・取締役候補者におきましては、これまでの経験、実績、当社業務の精通度、人格や見識、事業計画達成に向けた情熱、経営感覚等資質を十分持ち合わせる候補者を指名することとしております。また、取締役会・監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人員やバランスの良い経営判断が可能な体制を構成することを踏まえたうえで、個々の指名を行っております。

監査役候補の指名は、当社取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、総合的に勘案し候補者を指名することとしております。

2. 手続き

執行役員の選任に当たっては、代表取締役社長が取締役会に推奨し、取締役会にて審議・決定しております。

取締役候補の指名に当たっては、代表取締役社長が各取締役の改選時に推薦します。推薦された候補者は取締役会にて審議・決定し、正式な取締役候補として株主総会議案として付議します。

監査役候補の指名は、代表取締役社長が提案し、監査役会の同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として付議されます。

【原則4-1 取締役会の役割・責務】

補充原則4-1-1

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした存在でなければならないと考えております。さらに、取締役会では、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待される独立社外取締役の候補者を選任する方針です。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

取締役会の構成は、取締役10名以内、監査役4名以内合計14名以内で構成する旨、定款で定めております。現在は取締役5名、監査役3名(うち社外監査役2名)、合計8名であり、事業規模からして、経営に関する実質的な審議が可能な範囲であると考えております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、選任に関する方針・手続きについては、【原則3-1】の(4)に記載のとおりであります。

補充原則4-11-2
当社取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会参考書類及び事業報告に毎年記載しております。

補充原則4-14-2
当社は取締役に対し、必要な知識習得のため、適宜、社内外の講習会・研修会等に参加する機会の提供に努めております。
また、監査役については、日本監査役協会が主催する講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解を深める機会を提供しております。
新任役員のトレーニングについては、事務部長が主管となり、社内外の講習会への参加を要請し、新任役員としての活動に必要な企業統治・財務会計・法務等に関する知識習得の機会を与えています。
社外役員につきましては、就任時に当社事業及び当社を取り巻く状況を迅速に把握するため、事務部長が当社の業界、当社の歴史、事業内容、財務情報、組織等の説明を行なっております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、事務部長がIR担当部署として活動しております。株主から対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲でIR担当部署である事務部長が代表取締役、IR担当役員等と対応方法を検討し、適切に対応しております。
また、当社は金融商品取引法に違反する内部取引を未然に防止することを目的として、「インサイダー取引防止規定」を定め、株主との対話の際にも、本規定に従い、インサイダー情報の管理に努めております。
当社の主なIR活動は次のとおりです。

- ・定時株主総会及び総会終了後のIR：年1回
- ・決算発表（決算短信）後の取材対応：概ね四半期毎
- ・個人投資家説明会：不定期
- ・当社ホームページの企画・運営

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田辺工業取引先持株会	495,700	9.24
有限会社ケイアンドアイ	430,000	8.01
田辺よし江	411,040	7.66
田辺工業従業員持株会	337,100	6.28
株式会社第四銀行	250,000	4.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	244,500	4.55
四月朔日義雄	155,200	2.89
田辺商事株式会社	122,000	2.27
出頭健一	110,000	2.05
株式会社田辺エージェンシー	110,000	2.05

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、監査役と監査室は連携して監査役監査・内部監査を実施しております。その他監査室が監査役会に参加し、内部監査の実施状況等を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野榮日出	税理士													
伊藤秀夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野榮日出	○	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は佐野榮日出氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、税務・会計の専門家としての豊富な経験を当社の監査に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。
伊藤秀夫	○	東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は伊藤秀夫氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、法律の専門家としての豊富な経験を当社のコンプライアンス体制の充実に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

現状は功績度合いによって役員賞与を支給していること、インセンティブ付与制度導入については慎重に検討する必要がある、現在のところ導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年3月期において、取締役報酬131,215千円、監査役報酬17,632千円を支払っております。報酬額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額41,000千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、現状、当社の規模から監査役の専従スタッフは置いておりませんが、監査役監査を補助するため、監査室、本社事務部門がサポートする体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離することにより、経営の迅速化及び効率化並びにコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役5名(社外取締役は選任しておりません)で構成しております。

取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に基づき、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。

また社外監査役は取締役会に出席して、客観的、専門的見地から意見を述べるなど、社外役員に期待される役割を果たす様努めております。執行役員は、取締役会によって選任され、10名(うち社長以下5名の取締役が執行役員を兼務する)体制で業務を執行し、各所管部門における使用人の業務執行の監督を行います。

なお、業務の効率性を確保するため、取締役及び執行役員をメンバーとする「経営会議」を原則毎月1回開催することとしております。

監査役は、取締役会、経営会議、予算管理会議等の重要な会議に出席する他、監査役会で決定した監査計画・業務分担に従い各部署の監査を経理スタッフを伴って行っております。特に社外監査役は独立した立場で、外部の視点からの監査に主眼を置いております。

監査室は年度計画に従い、適法性、合理性、規程の遵守状況等の監査を実施しております。

当社の会計監査を業務執行した公認会計士は五十嵐朗氏、大島伸一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属し、会社法監査及び金融商品取引法監査を実施しております。なお、監査業務に係る補助者は、新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士8名及びその他7名で構成されております。

監査役、会計監査人、監査室は、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性、効率性の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンスの充実が経営の重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努める事を基本方針として取り組んでおりますが、当社の事業規模から現体制で経営の監視、監督面で十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査で、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えているため、現体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算概要を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:上席執行役員事務部長 権守勇一 IR担当部署:事務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	田辺工業グループ倫理規程において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の電力事業部では、「ISO14001」を取得し、環境保全活動を行っております。 また、当社は、新潟県において「TeamECO」、「リバーサイド夢物語」等地域のボランティア活動に参加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【1】. 当社の内部統制システムの基本方針については、次のとおりであります。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下の内部統制システムを構築し、運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
 - (2) 「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
 - (3) 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
 - (4) 「内部通報制度」を活用し、違反者の早期発見をはかるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
2. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部・支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、「情報セキュリティ管理」は事務部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役会に報告する。
 - (2) 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - (2) 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化をはかるとともに、重要事項については、毎月1回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
 - (3) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
 - (4) 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 〈1〉当社は、関係会社管理規定に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 〈1〉子会社の事業に関するリスクは、子会社で管理を行う。
 - 〈2〉新たなリスクが生じた場合は、速やかに当社担当役員に報告し、その対応を協議する。
 - 〈3〉子会社は、リスク管理に係わる体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 〈1〉当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
 - 〈2〉その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限規程に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
 - 〈3〉年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 〈1〉子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規定」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化をはかる。
 - 〈2〉海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
 - 〈3〉監査室は、子会社の内部監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役会が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
 - (2) 監査役の要請により、監査室、事務部は監査業務を補助する。
 - (3) 監査役スタッフの人選、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得たうえで行う。
7. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
 - (2) 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
8. 当社の監査役に報告するための体制
 - (1) 役職員(子会社含む)は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 役職員(子会社含む)は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - (3) 各支店・部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。
9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人・弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。
11. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
 - (2) 監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【2】. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨むことを、「田辺工業グループ倫理規程」で定めて

おります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置

事務部を統括部署として、事案により関係部署と協議し対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素から「暴力追放運動推進センター」や警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

また、当社は「新潟県企業対象暴力対策協議会」に加入し、指導を受けるとともに講習会に参加し、情報の収集を図っております。

(3) 対応マニュアルの整備・研修活動の実施状況

「新潟県企業対象暴力対策協議会」の機関紙、あるいはビデオによる研修を実施し、反社会的勢力に対応する研修を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

